

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公表番号】特表2019-506225(P2019-506225A)

【公表日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2018-541626(P2018-541626)

【国際特許分類】

A 6 1 B	1/12	(2006.01)
A 6 1 B	1/005	(2006.01)
A 6 1 B	1/00	(2006.01)
G 0 2 B	23/24	(2006.01)
G 0 2 B	23/26	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	1/12	5 3 2
A 6 1 B	1/005	5 1 1
A 6 1 B	1/00	7 1 5
G 0 2 B	23/24	A
G 0 2 B	23/24	B
G 0 2 B	23/26	D

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月15日(2019.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アウターケーシングチューブ(1)を有するビデオ内視鏡(E)であって、
インナーケーシングチューブ(6)用のファイバーチューブ(4)が前記アウター
ケーシングチューブ(1)に収容されており、

画像形成ユニット用のインナーケーシングチューブ(6)が前記ファイバーチューブ(4)
に収容されており、

発熱膜(7)が、前記ファイバーチューブ(4)と前記インナーケーシングチューブ(6)
との間に設けられている、ビデオ内視鏡(E)。

【請求項2】

前記インナーケーシングチューブ(6)がチューブ部分を有し、

前記インナーケーシングチューブ(6)の前記チューブ部分が、周方向において前記発
熱膜(7)によって包囲されていることを特徴とする、請求項1に記載のビデオ内視鏡(E)。

【請求項3】

前記発熱膜(7)がスリーブ型又は発熱膜スリーブとして設計されることを特徴とする
、請求項1又は2に記載のビデオ内視鏡(E)。

【請求項4】

前記発熱膜(7)は、前記ファイバーチューブ(4)及び前記インナーケーシングチュ
ーブ(6)と直に又は直接的に接触することを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項
に記載のビデオ内視鏡(E)。

【請求項 5】

前記発熱膜（7）はプラスチックから製造されることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載のビデオ内視鏡（E）。

【請求項 6】

光ファイバー束（2）が、前記インナーケーシングチューブ（6）用の前記ファイバーチューブ（4）に隣接して前記アウターケーシングチューブ（1）内に収容されることを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載のビデオ内視鏡（E）。

【請求項 7】

前記発熱膜（7）の温度を検出する少なくとも1つの温度センサ（8）が設けられることを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載のビデオ内視鏡（E）。

【請求項 8】

前記発熱膜（7）の前記温度を制御するための温度制御装置（9）が設けられることを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載のビデオ内視鏡（E）。

【請求項 9】

前記発熱膜（7）が電気抵抗の正温度係数を有することを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載のビデオ内視鏡（E）。